

ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト構想案作成補助業務 企画提案要領

1 業務の名称

ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト構想案作成補助業務

2 業務の趣旨・目的

別添「ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト構想案作成補助業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託費の上限額

事業費は、金 2, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

また、採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調査の上、再度見積を依頼する。

※ 業務委託上限額を示したものであり、この範囲内で精算すること。なお、申請額がそのまま認められることを確約するものではない。

4 業務実施内容

別添仕様書のとおり

5 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

6 応募資格

応募に際しては、以下の要件を満たすこと。

- （1） 国及び地方自治体が管理する博物館・昆虫園・動物園等公共施設の整備等に携わった実績があり、過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していると証明できること。
- （2） 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- （3） 事業執行にあたり、県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- （4） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していない者。
- （5） 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- （6） 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- （7） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律 2 2 5 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- （8） 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- （9） 国及び地方税を滞納している者でないこと。
- （10） 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （11） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

7 企画提案スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年8月19日（火） |
| (2) 質問受け付け開始 | 令和7年8月19日（火） |
| (3) 質問受付期限 | 令和7年8月28日（木）正午まで |
| (4) 質問への回答 | 令和7年9月2日（火）（予定） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年9月8日（月）正午必着 |
| (6) 審査 | 令和7年9月12日（金）までの間に実施 |
| (7) 選定結果の通知 | 令和7年9月12日（金）までの間に実施 |

※ 本業務委託に係る事前説明会は実施しない。

8 質問受付

次のとおり「質問書（様式1）」により事業者から質問を受け付ける。

- (1) 質問の受付期間 令和7年8月28日（木）正午必着
- (2) 質問方法 電子メールとする。
- (3) 提出先 Email : kigakushu@pref. gunma. lg. jp
 - ※ 電子メールの件名を「(●●)【質問】ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト構想案作成支援業務」((●●)は事業者名、氏名を記載) とすること。
 - ※ 質問書を提出後、生涯学習課青少年教育係(027-226-4668) あてメール送信した旨を電話にて報告すること。
- (4) 回答方法 令和7年9月2日以降、順次群馬県公式ホームページ上（本企画提案募集ページ）に掲載する。

9 企画提案書等の提出

下記の書類を、令和7年9月8日（月）正午までにデータを電子メールに添付して提出すること。
なお、(*)印のついた⑥～⑧の書類については、持参又は郵送（期限までに必着とする）すること。
直接提出が必要な上記⑥～⑧の書類以外は、電子メール以外での提出は認めないため注意すること。

- (1) 提出書類（それぞれデータを電子メールに添付して提出）
 - ① 企画提案書表紙（様式2）
 - ② 企画提案書本体（任意様式）
仕様書記載の内容に基づき、下記（2）の事項について、漏れなく記載すること。
 - ③ 国及び地方自治体が管理する博物館・昆虫園・動物園等公共施設の整備等に携わった実績を示す書類（任意様式）
 - ④ 業務実施体制（様式3）
 - ⑤ 会社概要（パンフレット等）
 - ⑥ 法人登記簿謄本（*）
 - ⑦ 決算書（*）
 - ⑧ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4）（*）

※（＊）印のついた⑥～⑧については、「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。

⑨ 費用見積書（任意様式）（下記の注意事項を参照すること。）

⑩ 課税（免税）事業者届出書

⑪ その他資料

※ 見積書のあて名は「群馬県教育委員会教育長 平田 郁美」とし、見積書の内訳は各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。（消費税及び地方消費税の対象経費と対象外経費がわかるように記載すること。）

※ 見積書には、代表者印の押印または担当者及び責任者（担当者的上司）それぞれの名前と連絡先の記載をすること。確認のため、見積書記載の責任者へ電話連絡する場合がある。その際に見積書提出期限翌日の15時までに確認がとれない場合、見積書は無効となる。

（2）企画提案書本体の記載事項

① 表紙案

・構想案の表紙を想定して、パワーポイントA4横サイズのシート1枚で表紙案を作成すること。

・作成に当たっては、群馬県が基本構想を県民に公表した際、ぐんま昆虫の森の魅力が伝わるような表紙を目指すこと。

※作成例として別添「表紙案イメージ」を添付する。

・当該表紙案については、最低限以下の情報を取り入れることとし、配置等基本的なデザインは自由に作成すること。

①タイトルは「ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト基本構想案」とすること。

②別添「ぐんま昆虫の森ロゴデザイン」を配置すること。

③使用する写真・画像データに制限はない。別添「写真データ①～⑤」を参考に添付するので必要に応じて自由に使用することも可。

なお、写真データについては、複数枚の使用及び一部を切り取っての使用も可とする。

② コンセプトアートのサイズ

・制作するコンセプトアートのサイズを記載すること。（作成するコンセプトアートは可能な限り拡大（最小はA3サイズとすること）して表示できるようにすること。）

③ その他提案事項

・本件事業を遂行するにあたり、受託者としての強みを活かし、本業務に対して手厚く支援できる提案があれば記載すること。ただし、別途追加料金がかかるサービスは記載せず、あくまで本件委託事業に係る見積の範囲内で実施可能なものを記載すること。

・内容に応じて、企画提案審査で加点を行う予定である。

（3）提出先 Email : kigakushu@pref. gunma. lg. jp

※ 電子メールの件名を「(●●)【企画提案】ぐんま昆虫の森みらいプロジェクト構想案作成補助業務」((●●)は事業者名、氏名を記載)とすること。

※ 必要書類を提出後、生涯学習課青少年教育係(027-226-4668)あてメール送信した旨を電話にて報告すること。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出書類は審査の必要上、複数部印刷することがある。

(5) その他の注意事項

- ① 提出書類の作成・提出に要する経費は事業者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書は、提出後に内容を変更することはできない。
- ③ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ④ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ⑤ 提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象とならない。
- ⑥ 提出書類は、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日群馬県条例第83号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当に利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑦ 県のメールシステムの仕様でデータ受信が7Mまでとなっているため、それを超えるデータを提出する場合は、群馬県のインターネットファイル共有システムを通じてデータをやりとりすることとなる。事前に担当に電話連絡し、対応を相談すること。

10 審査方法

(1) 選定方法

提出された書類に基づき書類審査を行う。審査は書面審査のみで実施し、以下の選定基準に基づいて、上限の範囲内で最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉事業者として選定する。なお、事業者からのプレゼンテーションは行わない。

(2) 選定基準

- ① 業務実績（委託先として適切な法人であるか、実績は十分か）
- ② 表紙案の内容（見る人を惹きつけるデザインとなっているか。）
- ③ 見積金額の妥当性（提出された見積書内容が、企画提案内容に比べてどこまで妥当か）
- ④ その他提案内容について（記載された内容により評価）

(3) 審査期間

令和7年9月8日（月）～9月12日（金）実施予定

(4) 審査結果

審査結果は、採否に係わらず、すべての事業者に対し、メールにて通知する。

なお、審査結果の詳細については、事業者からの個別の問い合わせ（来館するものに限る）に対し、応募者数及び当該事業者の順位のみを回答する。

11 契約についての留意点

(1) 委託契約について

選定された優先交渉事業者は、改めて委託業務内容、委託料、契約条件について群馬県教育委員会と協議のうえ、見積書提出及び契約締結を行う。ただし、実際の契約金額は必ずしも提案による見

積金額と一致しないことがある。また、契約条件が合致せず、優先交渉事業者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約の条件

契約の形態は、随意契約による委託契約とする。

(3) 必要経費

契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。

(4) 委託料の支払

委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

12 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- (1) 本企画提案要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- (2) 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- (3) 見積額が上記「3 委託費の上限額」に記載の金額を超えている場合
- (4) その他、この要領に違反した場合

13 問い合わせ先及び提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県教育委員会事務局生涯学習課 担当：浦澤

電話 027-226-4668

メールアドレス kigakushu@pref.gunma.lg.jp